

2019年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 国の法改正に従い、必要な介護保険料の軽減を実施していきます。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 国の法改正により、第1段階～第3段階の低所得者に対する公費による軽減強化(社会保障の充実)及び介護保険条例で定める減免規程以外で新たに減免する予定はありません。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

(回答) 地域包括支援センターの主任ケアマネジャー等と連携を取りながら、要介護認定申請等の窓口業務を行っております。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

(回答) ケアプランにおいて回数制限以上の必要性が認められる場合は、個別に判断します。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答) 特別養護老人ホーム等の施設整備については、保険給付の財源内訳(保険料)との関係もあるため、3年毎の介護保険事業計画策定において検討していきます。地域密着型サービスでは、小規模多機能型居宅介護事業所が平成28年10月に1箇所、平成31年4月には認知症高齢者グループホームが1箇所開設しました。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

(回答) 特例入所については、適正な運用が図られるよう、関係施設等と協議するとともに、適切な関与を行っていきます。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

(回答) 総合事業については、平成29年4月から介護予防相当サービスを開始し、平成30年4月からは基準緩和型サービスを開始しております。適切な介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)に基づき、利用者のニーズに合った総合的な支援を実施しております。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

(回答) 地域支援事業の財源構成比に基づき、必要な一般財源を確保し、介護予防・日常生活支援総合事業を実施していきます。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

① サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

(回答) ふれあい昼食会(7地区)、高齢者サロン(19箇所)が実施され、その運営に必要な経費を助成し、活動支援を行っております。

② 多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

(回答) 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防事業を実施し、町内に広く広報・啓発しております。

③ 住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答) 実施に向けて要綱等の整備を検討しております。

★(6) 介護人材確保について

① 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

(回答) 介護人材確保事業を実施し、介護保険サービス事業所と連携することで、人材確保に努めていきます。

② 介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

(回答) 処遇改善加算、特定処遇改善加算等、国の制度に従い加算を算定しておりますが、町独自の施策を実施する予定はありません。

③ 利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。

★(7) 障害者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答) 今のところ実施する予定はありません。

2. 国保の改善について

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

(回答) 医療費に対する税不足が深刻化してきた状況下で保険税の引き上げ緩和のため、平成23年度より一般会計から繰り入れを行っていますが、平成30年度から国保制度の改正により、国・県は一般会計繰入金を計画的に解消・削減するよう努めるものとしています。この方針に基づき、繰入額を増やすことは難しい状況にあり考えていません。

- ★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

(回答) 18歳までの被保険者を対象として、所得に関係なく一律に国保税を減免することは、現在考えていません。

- ③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

(回答) 市町村独自で実施するような減免制度は、現在考えていません。

- ★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答) 資格証明書については、保険税の納付相談の機会を確保することなどを目的に発行しています。また、分納の状況に応じて保険証の発行を行っています。

- ★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

(回答) 納付が困難な場合は、弁明書等を記載していただき、短期保険証の発行を行っています。保険税の徴収については、納付指導や分納相談等を行い、完納していただけるよう努力しており、また短期保険証等の対象にならないように他の税に優先して納付するようにしており、加入者の生活実態を無視するようなことはしていません。また、差押禁止額を無視した差押えは行っていません。

- ⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答) 平成23年度より生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対して実施しています。

- ⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

(回答) 今年度より、全世帯で高額療養費支給申請時の添付書類の省略を実施し申請時の負担軽減を図っています。高齢者の手続き簡素化については、今後検討していきます。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答) 制度上禁止される差押え等の行為は行っていません。税の滞納に対しては、納付指導とともに分納の相談や滞納処分の停止等を行うように努力しています。また、生活実態を無視するようなことはしていませんが、悪質な場合には、差押えもやむを得ないと考えています。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 国の制度に準じています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

(回答) 職員については、増やす予定はありません。研修は、県の担当者会議などに参加しています。就労支援は、適切に県へつなぎ連携して支援しています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

(回答) 返還が生じる場合は、利用者に丁寧に説明し返還方法など相談(生活状況を考慮)しながら了承を得て対応しています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

(回答) 国の制度に準じています。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

(回答) 国の制度に準じています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答) 現在の制度を存続していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

(回答) 平成29年4月診療より18歳年度末まで現物給付を実施しています。
入院時食事療養の標準負担額の助成については考えていません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(回答) 平成25年10月診療より精神障害者福祉手帳1・2級所持者に対して、全ての疾病または負傷に係る医療費の自己負担額の助成を現物給付で行っています。また、自立支援医療(精神通院)の自己負担額についても現物給付により助成しています。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

(回答) 妊産婦医療費助成については考えていません。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

(回答) 独自調査は予定していません。県から本町の調査結果がフィードバックされていますので結果を参考にしていきたいと考えています。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

(回答) 現時点では、予定はありません。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

(回答) 就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.3倍以下の世帯までとしており、現在のところ、その拡大(1.4倍等)の考えはありません。また、年度途中でも申請できる旨は、案内文書に記載し、学校も同様に認識し、対象者がいれば申請ができることを伝えています。入学準備金(入学用品費)の新学期前支給については、平成29年度より支給しています。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答) 「無料塾」や「こども食堂」は、現在町内にあるかどうか把握できていない。具体的な支援策については、まだ検討していない。学習支援については、県事業の下、町内で事業を開始している。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないように、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

(回答) 学校給食法により、食材部分のみ給食費として徴収し、その他の経費は、公費負担としています。学校給食の無償化については、今のところ考えていません。

(3) 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

① 認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

(回答) 保育所の整備については、保育所の再配置を含め、今後の児童数を考慮し必要な施設の整備及び増設を検討します。保育士の確保については、保育士養成学校の訪問、説明会等に参加し本町のPRに努めています。

② 無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

(回答) 本町にある認可外保育施設は1か所ありますが、現在無償化の対象となる児童はおりません。県が実施する指導監査に同行し、施設の状況を把握したいと考えています。現在のところ支援策等は予定していません。

③ 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 国の考え方にに基づき、10月より3歳児以上の副食費の実費徴収を予定しています。現在の制度で保育料が無償となっている児童については、国の基準の減免の他、町独自の減免を行い、保護者負担が無いようにする予定です。

7. 障害者・児施策の拡充について

★① 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

(回答) 地域の社会資源の拡充については、新規事業者や既存事業者の事業展開について働きかけに努めていきます。

② 在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

(回答) 原則、国の制度に準じています。当事者の状況やサービス利用計画に基づき勘案し必要な時間を支給しています。

③ 移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

(回答) 原則、国の制度に準じています。入所者の支給については、必要により認める場合があります。

④ 入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

(回答) 国の制度に準じています。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

(回答) 国の制度に準じています。独自制度は予定していません。

(2019年10月から障害児発達支援に係る利用者負担は無償化)

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

- 1) 一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答) 障害者本人等に事前に制度説明（新高額障害福祉サービス費等含む）や意向調査を行っています。

- 2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

(回答) 障害者本人等に事前に制度説明（新高額障害福祉サービス費等含む）や意向調査を行っています。

- 3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

(回答) 介護保険移行時には、個別に説明を行っています。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答) 国の制度に準じています。独自制度の予定はありません。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答) 現時点では、要望は考えていません。独自制度の予定はありません。

8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん（はしか）の任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答) 任意の予防接種は効果や副反応を理解した上で希望者と医師との相談により判断された上で実施されるものであり、現時点で助成制度を設ける予定はありません。また、現在の定期接種対象における平成30年度の麻しん予防接種率は、1期97.8%、2期84.3%となっており、定期接種から漏れた人に対する任意の麻しん予防接種についても助成を設ける予定はありません。なお、風しんの追加的対策により、今年度から3年間、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性が抗体検査を行った結果、十分な抗体がないことが判明した場合には、風しんの第5期の定期接種として、無料で麻しん風しん混合の予防接種が受けられます。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

(回答) 高齢者肺炎球菌ワクチンについては、定期・任意接種ともに一部負担金は2,600円で引き下げの予定はありません。本年度も継続中である未接種の方に対する任意接種の来年度以降の継続については、現在検討中です。また、接種の2回目以降については、安全性や効果が不確定であるため、任意接種事業対象とする予定はありません。

9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

(回答) 産婦検診は平成21年度から1回の助成を実施しています。2回への拡充については予定ありません。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答) 子どもの歯のみがき方教室を兼ねて産婦歯科健診は集団健診で実施しております。妊婦歯科健診については、今年度(本年9月2日以降に母子健康手帳を発行した妊婦)から新たに実施しております。

- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答) 歯科衛生士は保健事業の運営には不可欠であると認識していますが、常勤配置の予定はありません。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

(回答) 要望する予定はありません。

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

(回答) 国が判断するものと考えますので、要望の予定はありません。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善し

てください。

(回答) 要望する予定はありません。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えます。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点为国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

(回答) 要望する予定はありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えています。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えています。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えています。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

(回答) 機会あるごとに要望したいと考えています。

以上